

石川県核燃料税の新設（更新）について

1. 石川県核燃料税新設（更新）の理由 〔石川県協議書抜粋〕

原子力発電所の立地に伴い、安全・防災対策に係る財政需要が生じることから、本県では、平成4年10月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新しております。

現行の核燃料税条例は、令和4年10月7日をもって適用期間が終了することとなりますが、県民の原子力発電所に対する不安を払拭するため、これまで安全・防災対策をはじめ、生業安定・民生安定等の諸施策を積極的に展開してきたところであり、引き続きこうした施策を実施する必要があります。

つきましては、今後ともこうした財政需要の不足額に充足させるため、さらに条例の適用期間を5年間延長しようとするものであります。

2. 石川県核燃料税の概要

課税団体	石川県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：34,900円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）約576百万円（平年度）約1,541百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（令和4年10月8日～令和9年10月7日）

3. 同意要件との関係

石川県核燃料税（以下、本税）について、地方税法第261条に規定する同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、出力割は「発電用原子炉の熱出力」としており、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

ただし、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う発電事業」であり、「一般送配電事業者等の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税（国税）及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税（地方税）と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者（受益者）に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために、電気供給業については収入金額等を課税標準としている。

一方で、本税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力（規模）に対応するためである。

以上を踏まえると、本税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じであるとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である北陸電力(株)は、2021年度の年間売上(連結)が6,137億円の企業であり、本税による負担(平年度)は約15億円/年である。

また、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、石川県の試算によると、一般的な家庭1世帯で15.4円/月の負担となるとしている。

以上を踏まえると、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。本税は、石川県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。